

1 いじめに対する考え方

(1) いじめの定義について

- ① 行為者も客体も児童生徒であること
- ② 行為者と客体の間に一定の人的関係が存在すること
- ③ 行為者が客体に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をすること
- ④ 当該行為の結果として客体が心身の苦痛を感じることに

(2) いじめに対する理解について

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するという特徴が見られる。教員及び教育行政に携わる者は、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かを、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた生徒の立場に立って判断することが必要である。また、いじめられている生徒が、相談しにくい状況にあること、そして一方では、気付いてほしいという思いがあることを十分に理解し、日頃から生徒の表情や様子をきめ細かく観察することに努めなければならない。いじめをした生徒に対しては、その行為について厳正に指導するとともに、いじめをする背景等を究明し、今後の成長につながるような教育プログラムを充実させることが必要である。指導に当たっては、関係する生徒に対して、慎重かつ丁寧に対応し、生徒及び保護者との信頼関係を損なわないよう十分配慮しなければならない。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつ、速やかに警察に相談・通報の上、連携して対応することが重要である。また、特別な支援を必要とする生徒等は、いじめられる対象やいじめる側になりやすいので、保護者との連携を密にし、適切な配慮を行うことが重要である。

(3) いじめの認知についての考え方について

- ① いじめは、社会性を身に付ける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。例えば、言い過ぎてしまい相手を傷つける、自分勝手な行動をとって周囲の反感を買うなど、成長の過程で様々な失敗を経験し、その中にはいじめに該当するものもしばしば含まれる。
- ② いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。
- ③ 生徒間のトラブルと捉えていた事例の中に、いじめと認知すべきものがある可能性を踏まえ、いじめの定義に従い適切に判断する必要がある。
- ④ 学校においては、発生しているいじめを漏れなく認知した上で、その解消に向けて取り組むことが重要である。いじめを初期段階のものも含めて積極的に把握することが、その解消に向けた取組に努めているといえる。

(4) いじめに対する教職員の基本姿勢について

〔基本目標〕

人間尊重の精神を基盤にして、生き生きとした教育活動を展開することで自信と意欲を育て心豊かな子どもの育成を目指す。また、教職員が一致協力し家庭および地域との絆を大切にしながら、いじめを許さない環境づくりに努める。

〔取組の柱〕

- ① 子どもの命や心を守る環境づくり
- ② 早期発見と適切な対応
- ③ 学校と地域・家庭・関係機関および教育委員会との連携

2 学校におけるいじめ防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止について【子どもの命や心を守る環境づくりのために】

- 1、人権・道徳教育の充実を図る
自他を大切に作る心、違いを認め合える人間関係、正々堂々とした生き方、命を大切に生きてきた喜びと感謝の心を持って懸命に生きる力を培う。
- 2、学級活動、生徒会活動、部活動等を活発化することで人間関係力およびコミュニケーション力の育成に努める。
- 3、情報モラル教育を積極的に実施し、SNS機器の正しい使い方を身につけさせ、「ネットいじめ」を未然に防ぐことに努力する。
- 4、地域および保護者との連携した取組により、人権感覚を高め感性に訴えかける教育活動の開発に努力する。

(2) いじめの早期発見について【早期発見と適切な対応のために】

- 1、教職員が子どもと向き合う時間の確保に努めるとともに、小さな変化を見逃さない感性の醸成に努める。
- 2、いじめに関するアンケートや教育相談の定期的な実施に努める。
- 3、教職員の情報交換の徹底やいじめに対する感性・実践力を高めるために、定期的に生徒理解の研修を行う。(1学期の家庭訪問後や、夏期休業中など。)

(3) 迅速な対応について

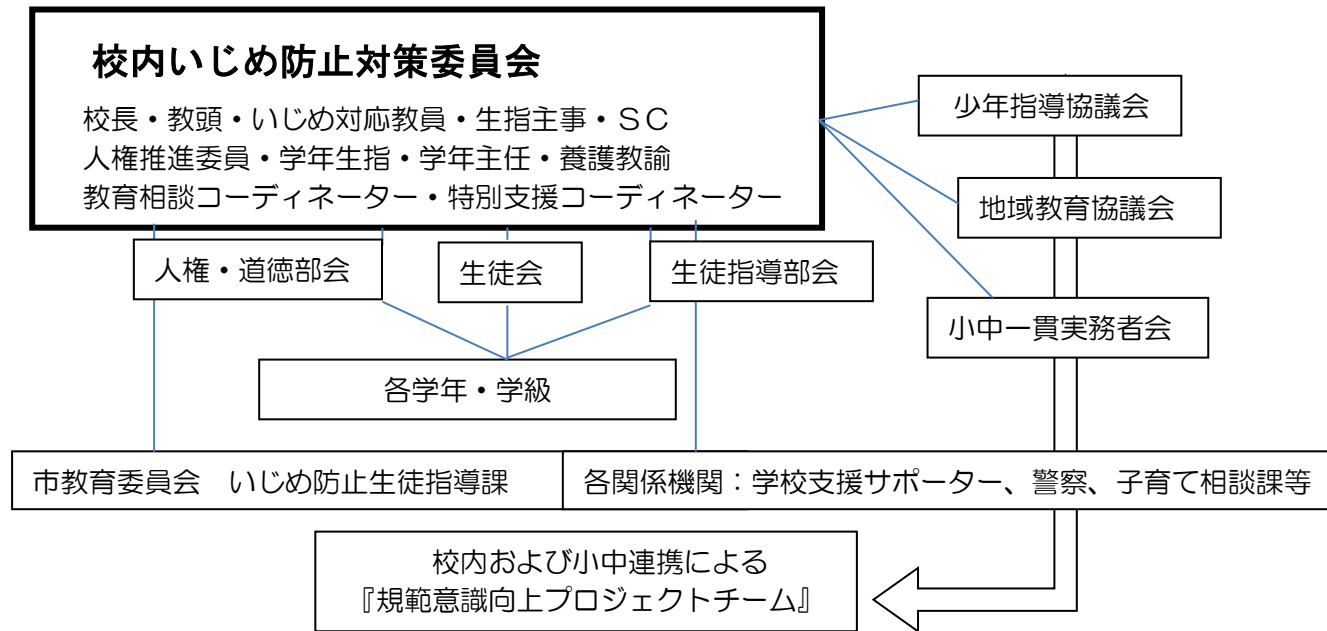
- 1、該当生徒に速やかに事実確認を行う。保護者に連絡の上、適切な対応策を伝える。
- 2、学校として、いじめ事象か否かを校内委員会において協議し、決定をするとともに、いじめ事象の場合は教育委員会へ報告する。
- 3、教育委員会の助言をもとに、学校として指導及び対応を行う。
- 4、場合によっては、学級指導にとどまらず、全校集会や保護者会などを実施し、事実を伝え、再発防止に努める。

- (4) 特に配慮が必要な児童生徒への対応について
- 発達障害を含む、障害のある児童生徒
 - 海外から帰国した児童生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる生徒
 - 言語や宗教等の文化的な背景をもつ生徒
 - 性同一性障害や性的指向・性自認に関わる生徒

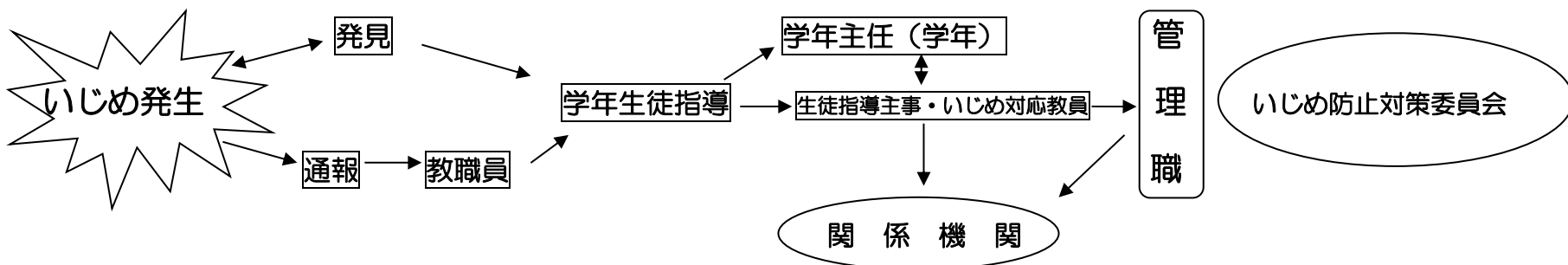
上記の生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行うよう努める。

(5) 組織及び体制について

① いじめ対策校内委員会



② 生徒指導体制



被害生徒・加害生徒の聞き取り（事象把握）（被害生徒の保護）→ ②いじめ防止対策委員会（対応検討）→

→ (③関係機関へ連絡) → ④保護者へ事実連絡 → ⑤加害生徒への指導 → ⑥保護者・本人へ今後の生活についての確認 →

(⑦謝罪の場を設定) → ⑧その後の様相観察・継続指導・保護者との連携

③ 教育相談体制

学期に1回、教育相談を実施し、生徒の悩みやいじめ事象の早期発見に努める。

④ 外部機関及び地域との連携【学校と地域・家庭・関係機関・教育委員会との連携づくりのために】

- 1、地域教育協議会、少年指導協議会等との連携協力により、地域内学校園のネットワークづくりとともに、小中連携によりいじめ・体罰根絶・規範意識向上プロジェクトを展開する。
- 2、学校支援サポーター、警察、こども家庭相談センター、子育て相談課等の協力を得て、専門家および第三者からの適切で有効な支援を受ける。

⑤ 校内研修

教職員の情報交換の徹底やいじめに対する感性・実践力を高めるために、定期的に生徒理解の研修を行う。(1学期の家庭訪問後や、夏期休業中など。)

(6) 重大事態への対処について

① 重大事態について

- ・「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた場合
- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神症の疾患を発症した場合
- ・「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている場合

② 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、市教育委員会を通じて市長へ事態の発生について報告する。

③ 調査を行うための組織について

学校はその事案が重大であると判断した時は「いじめに特化した校内委員会」が中心となり当該重大事態に係る調査を行う。

④ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査にあたり、以下のような事実関係を可能な限り網羅的に調査する。

いつ頃から、誰によっていじめ行為が始まったか、そのいじめがどのように展開・拡大されていったか、その背景にはどういうこと

があるか、どういう人間関係上の問題があったか、それに対して教職員がどのように対応していったか、対応のどこに問題があったかなどを可能な限り網羅的に明らかにする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、関係機関等との連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等を行う。調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行う。いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰支援や学習支援等を行う。

- いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、在籍生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査などの調査を行う。

⑤調査結果の提供及び報告

学校はいじめを受けた生徒やその保護者に対し、調査により明らかになった事実関係等について必要な情報を提供する。